

議案第 5 9 号

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

（提案理由）

減免申請の手続を見直すため、条例を改正する必要があるので、
本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険税条例（昭和 4 0 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、特別な事由により納期限までの申請が困難であると町長が認める場合の申請期限は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町国民健康保険税条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第13条 略 (国民健康保険税の減免) 第14条 略 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、特別な事由により納期限までの申請が困難であると町長が認める場合の申請期限は、この限りでない。</u> (1)から(3) 略 3 略 第15条 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第1条から第13条 略 (国民健康保険税の減免) 第14条 略 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)から(3) 略 3 略 第15条 略